

特別養護老人ホームほっとはうす千羽ふたば館ユニット型利用料金

1.基本料金

原則として、介護報酬料金（各種加算を含む）の1割（一定以上所得のある方は2割又は3割）と居住費及び食費等の合計額が契約者の負担となります。ただし、介護保険利用者負担減免認定、居住費・食費について特定負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている額を負担限度とします。要介護度等に応じた合計金額をお支払い下さい。

(1日あたり)

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1 経過的小規模介護福祉施設サービス費 :ユニット型個室	7,320 円	7,980 円	8,690 円	9,340 円	9,980 円
2 日常生活継続支援加算	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
3 栄養マネジメント加算	140 円	140 円	140 円	140 円	140 円
4 看護体制加算Ⅱ	80 円	80 円	80 円	80 円	80 円
5 個別機能訓練加算	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
6 介護職員処遇改善加算Ⅰ	670 円	720 円	780 円	840 円	890 円
7 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	210 円	230 円	250 円	270 円	290 円
8 介護報酬自己負担額 (1～7の合計額の1割分) :ユニット型個室	900 円	973 円	1,052 円	1,125 円	1,196 円
9 居住費 :ユニット型個室	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円
10 食費	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円
11 合計金額(8～10) :ユニット型個室	4,506 円	4,579 円	4,658 円	4,731 円	4,802 円
12 口腔衛生管理体制加算(1月につき)	300円(自己負担額は30円)				

***介護保険負担割合が2割の方は介護報酬自己負担額(各種加算を含む)が2倍、介護保険負担割合が3割の方は介護報酬自己負担額が3倍となります。**

*介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて負担額を変更します。

【日常生活継続支援加算について】

- ・介護福祉士の数が、入所者6人に対して1人以上で、かつ①～③のいずれかに該当する場合に加算されます。
 - ①「新規」入所者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上
 - ②「新規」入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が入所者の65%以上
 - ③たんの吸引等が必要な者の占める割合が入所者の15%以上

【栄養マネジメント加算について】

・常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成します。

【看護体制加算Ⅱについて】

- ・常勤の看護師が基準を1人以上上回っています。

【個別機能訓練加算について】

- ・利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行います。

【口腔衛生管理体制加算について】

・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っています。

【介護職員処遇改善加算Ⅰについて】(基本サービス利用料金+各種加算料金)×8.3%

・介護職員の処遇改善を目的とし、職員賃金の改善に関する計画を策定し、計画に基づいた適切な措置を事業所が講じている場合に加算されます。(1円未満の端数は四捨五入して表記してあります。)

◎外泊、入院時の費用について

・多床室、従来型個室:外泊や入院の場合は1月に6日を限度として、外泊時加算を算定しますが、それ以外の期間は、利用者負担段階に関係なく居住費をお支払い頂きます。

◎各種加算

- ・外泊時加算 :2,460円/日(自己負担額は原則246円)入院・外泊の際、1月に6日を限度として算定します。
- ・初期加算 : 300円/日(自己負担額は原則30円)入所日から30日間を限度に算定します。30日を超える病院等への入院後、再入所された場合も同様です。
- ・療養食加算 : 60円/回(自己負担額は原則6円/回)医師の発行する食事せんに基づき適切な栄養量及び内容の食事が提供された場合に算定します。
- ・経口移行加算 : 280円/日(自己負担額は原則28円)医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が、経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定します。
- ・経口維持加算(Ⅰ) :4,000円/月(自己負担額は原則400円)医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定します。
- ・再入所時栄養連携加算 :400円/回(自己負担額は原則40円)医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、再入所後の栄養管理について医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケアの原案を作成し、施設へ再入所した場合に1回に限り算定します。
- ・配置医師緊急時対応加算 : 650円/回(自己負担額は原則65円)早朝・夜間の場合に算定します。
: 1,300円/回(自己負担額は原則130円)深夜の場合に算定します。
- ・看取り介護加算 :15,800円/日(自己負担額は原則1,580円)死亡日
: 7,800円/日(自己負担額は原則 780円)死亡日の前日、前々日
: 1,440円/日(自己負担額は原則 144円)前4~30日
利用者又は家族の同意を得て、職員が共同して看取り介護を行った場合に算定します。

2.その他の利用料金:以下のサービスは利用料金の全額が契約者の負担となります。

サービス名	利用料金	サービス名	利用料金
特別な食事	実費	理髪	2,000円
日常生活品	実費	理髪・毛染め	5,500円
クラブ活動	実費	理髪・パーマ	5,500円
複写物の交付	1枚:10円	顔剃り	1,000円
写真の現像	1枚:20円		

*おむつ代は介護保険給付対象となつていますので、負担の必要はありません。

*経済状況の著しい変化等がある場合、相当な額に変更することがあります。

◎収入による配慮:世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受給されている方は、居住費及び食費の負担額に上限が設定されます。ただし世帯が違っても配偶者が課税されている場合や預貯金の金額が基準額(配偶者がいる方は合計2,000万円、配偶者がいない方は1,000万円)以上の場合には対象外となります。

(1日あたり)

	第1段階	第2段階	第3段階
居住費 : ユニット型個室	820円	820円	1,310円
食費	300円	390円	650円

(利用者負担段階)

- ・第1段階:生活保護受給者又は、市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- ・第2段階:市町村民税非課税世帯であつて、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
- ・第3段階:市町村民税非課税世帯であつて、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超えの方
- ・第4段階:上記以外の方